

タルが状況左記ノ通り有之

記

一 経過

(1) 事業主側労働者共特異ノ行動ナシ

(2) 交渉状況

A 四日夜前貸金見折衝ニ事業主側ニ多少要亦ヲ容認スルニ旨ヲ漏レタルニ労働者側ノ答ル、処下十ヲ公ニテ別レタリ

B 七日工場警備班ニテ事業主側和田秀志外一名労働者側高橋寛外四名ト会見折衝ノ結果事業主側ニテ要亦ノ全部ヲ容認シ、但雇業中ノ日給ハ支給セラルルモ是等金トシテ八十円ヲ贈与スルコトニ決メ解決ニ志ケタリ
又及申(通)報候也

10.14 - 10.19

労働第二四二〇号

昭和四年十月十六日

警視總監 丸山 鶴吉

(Handwritten signature)

内務大臣 安達謙藏

社会局 長官 長瀬 喜伴

警視總監 丸山 鶴吉

警視總監 丸山 鶴吉

10.18
829

隅田川精鐵所職工解雇ニ関スル件

- (1) 事業主側ノ寫メ十四日職工六名解雇
- (2) 引續キ職員之十名解雇ノ豫定
- (3) 労働組合側ニ是ヲ容認シ解雇手當増額運動ヲ為ス模様

標記工場ニテハ本月十四日職工六名ヲ解雇シタルカ状